

みんなで支える里山整備事業に係る事業施行地の転用等について

森林づくり推進課

1 森林外への転用行為又は皆伐の制限期間

みんなで支える里山整備事業において、第1期から第3期まで協定に基づく転用等の制限期間が異なっている。

この制限期間内に事業施行地を森林外への転用等又は皆伐を行った場合は、補助金の返還を求めることとしている。

協定締結の時点により、制限期間が10年から20年と異なっており、森林所有者にとって公平な制度となっておらず、また林齢の平準化に向けた適正な森林管理のために行われる皆伐・再造林の流れに対し規制をかけている。

期間	区分	制限期間
第1期 H20～H24	転用制限	協定締結日の翌年度から20年
	皆伐制限	
第2期 H25～H29	転用制限	協定締結日の翌年度から20年
	皆伐制限	交付決定日の翌年度から10年
第3期 H30～H34	転用制限	交付決定日の翌年度から10年
	皆伐制限	

2 制限期間の緩和

県民の皆様からのご意見等を踏まえ制限期間の見直しを行い、第3期より転用行為又は皆伐の制限を交付決定日の翌年度から起算して10年間に緩和した。これを踏まえ現地の混乱を防ぐため、第1期及び第2期についても同様に交付決定日の翌年度から起算して10年間として取り扱う。

また、主伐・再造林が増加してきており、県としても林齢の平準化や資源の循環利用は政策課題としていることから、事業実施後5年を経過し、主伐・再造林を行う森林にあつては、補助金の返還を免除することとする。(ただし、国庫補助を活用した場合は、転用等の期間の要件が異なるためこの限りでない。)

3 森林所有者等への周知について

地域振興局を通じて、補助事業者に対し周知をし、森林所有者に対して説明を行ってまいりたい。